

○鯖江広域衛生施設組合負担金条例

（昭和58年5月26日）
（条例第21号）

改正 昭和61年3月25日条例第2号 平成3年3月5日条例第4号
平成8年9月3日条例第2号 平成11年9月30日条例第7号
平成17年8月26日条例第3号 平成18年1月31日条例第1号
平成25年2月25日条例第1号

（目的）

第1条 この条例は、鯖江広域衛生施設組規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき組合を組織する市町の負担金の負担割合を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人口割 前年の7月1日現在の住民基本台帳人口による割合をいう。ただし、し尿処理費に係るものについては、下水道の利用人口を除いたものをいう。
- (2) 延人口割 前年の7月1日現在の住民基本台帳人口に関係事務数を乗じた人口による割合をいう。
- (3) 利用割 前々年の4月1日から前年の3月31日までの当該事務に係る施設利用による割合をいう。

（負担割合）

第3条 負担金は、組合の経費を総務費、し尿処理費、じん芥処理費および葬斎費に区分し、総務費は、規約第2条に規定する組織市町が、し尿処理費、じん芥処理費および葬斎費は、規約第3条に規定する関係市町が、別表により負担するものとする。

2 管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定以外の負担金を予算の議決を経て定めることができる。

（納期）

第4条 負担金の納期は、次のとおりとする。

第1期 4月10日から4月20日まで

第2期 8月10日から8月20日まで

第3期 11月10日から11月20日まで

第4期 1月10日から1月20日まで

- 2 管理者は必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第2号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第4号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第2号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第7号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第3号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第1号）

この条例は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表

区 分	経 費 区 分	負 担 金 算 出 方 法
総 務 費	議会費、総務費、公債費、予備費	延人口割 95% 均等割 5%
し尿処理費	し尿処理費、衛生総務費、公債費、予備費	人口割 50% 利用割 50%
じん芥処理費	じん芥処理費、衛生総務費、公債費、予備費	人口割 50% 利用割 50%
葬 斎 費	葬斎費、衛生総務費、公債費、予備費	人口割 100%